

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

1-1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、年末調整において基礎控除の適用を受けようとする場合に、令和6年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」を提出した給与の支払者））に提出してください。
- (2) あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円を超える場合には、基礎控除の適用を受けることができません。  
(注) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。

1-2 記載についてのご注意

- (1) 「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄の記載に当たっては、「4 合計所得金額の記載についてのご注意」をご参照ください。
- (2) 「あなたの本年中の合計所得金額の見積額（①と②の合計額）」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄にチェックを付け、その該当する控除額（48万円、32万円又は16万円）を「基礎控除の額」欄に記載してください。  
なお、「判定」欄にチェックを付けた項目が(A)～(D)に該当する場合は、その該当する区分(A～D)を「区分Ⅰ」欄に記載し、「本人定額減税対象」欄にチェックを付けてください（「配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」を記載する必要が無い場合は、「区分Ⅰ」欄の記載は必要ありません。）。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（同一生計配偶者に係る申告）◆

2-1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除及び配偶者に係る定額減税を受けようとする場合に、令和6年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」を提出した給与の支払者））に提出してください。  
なお、配偶者に係る定額減税のみを受ける場合には、令和6年の最後に給与の支払を受ける日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」を提出した給与の支払者））に提出してください。
- (2) あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又はあなたの配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が2,015,999円）を超える場合には、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができません。  
また、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円を超える場合又はあなたの配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円）を超える場合には、配偶者に係る定額減税を受けることができません。  
(注) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。
- (3) あなたの配偶者が、あなた以外の所得者の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、配偶者控除又は配偶者特別控除及び配偶者に係る定額減税を受けることができません。
- (4) 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。
- (5) 非居住者<sup>(注1)</sup>である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「非居住者である配偶者」欄に○印を付け、「生計を一にする事実」欄に本年中にその配偶者に送金等をした金額の合計額を記載するとともに、その配偶者に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」<sup>(注2)</sup>をこの申告書に添付してください（その配偶者に係る「親族関係書類」を「扶養控除等申告書」に添付し給与の支払者に提出している場合には、この申告書に「親族関係書類」を添付する必要はありません。）。

- なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。
- また、非居住者である配偶者については、配偶者に係る定額減税を受けることができませんのでご注意ください。  
(注) 1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。  
2 「親族関係書類」及び「送金関係書類」については、国税庁ホームページに掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご覧ください。



非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ

2-2 記載についてのご注意

- (1) 「配偶者の個人番号」欄には、配偶者のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (2) 「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄の記載に当たっては、「4 合計所得金額の記載についてのご注意」をご参照ください。
- (3) 「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（①と②の合計額）」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄にチェックを付け、その該当する区分（①～④）を「区分Ⅱ」欄に記載してください。
- (4) 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄(A～C)及びこの申告書の「区分Ⅱ」欄（①～④）にそれぞれ記載した区分を、「控除額の計算」の表に当てはめて求めた控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載してください。
- (5) 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄がA～Dのいずれかの場合、かつ、この申告書の「区分Ⅱ」欄が①又は②である場合（配偶者が非居住者である場合は除きます。）は、「配偶者定額減税対象」欄にチェックを付けてください。

◆所得金額調整控除申告書◆

3-1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に、令和6年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」を提出した給与の支払者））に提出してください。
- (2) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、所得金額調整控除の適用を受けることができません。  
(注) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。
- (3) あなた以外の所得者の所得金額調整控除の適用において、次のイ、ロ又はハに該当する特別障害者<sup>(注1)</sup>又は年齢23歳未満（平14.1.2以後生）の人とされた人であっても、あなたの所得金額調整控除の適用において、次のイ、ロ又はハに該当する特別障害者又は年齢23歳未満の人とすることができます。  
イ あなた自身が特別障害者  
ロ 同一生計配偶者<sup>(注2)</sup>又は扶養親族<sup>(注3)</sup>が特別障害者  
ハ 扶養親族が年齢23歳未満  
(注) 1 「特別障害者」とは、次のいずれかに該当する人をいいます。  
① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人  
② 精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人  
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、障害等級が1級の人  
④ 身体障害者手帳に身体上の障害を有者として記載されている人のうち、障害の程度が1級又は2級の人  
⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている人のうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人  
⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人  
⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人

- ⑧ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上（昭和35年1月1日以前生）の人で、その障害の程度が①、②又は④に該当する人と同程度である人として市町村長、特別区の区長や福祉事務所長の認定を受けている人
- 2 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人をいいます。
- 3 「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人をいいます。  
なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。
- (4) 年末調整における所得金額調整控除の額については、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」の提出を受けた給与の支払者）が計算することになります（最大15万円）。

3-2 記載についてのご注意

- (1) 「要件」欄の該当する項目にチェックを付けてください（2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つにチェックを付けてください。）。
- (2) 「☆扶養親族等」欄の「左記の者の個人番号」欄には、特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族又は年齢23歳未満である扶養親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (3) 「☆扶養親族等」欄の「左記の者の合計所得金額（見積額）」欄の記載に当たっては、「4 合計所得金額の記載についてのご注意」をご参照ください。
- (4) 「★特別障害者」欄の「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載してください（特別障害者に該当する人が「扶養控除等申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、特別障害者に該当する事実の記載に代えて「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。）。

各申告書の合計所得金額について

4 合計所得金額の記載についてのご注意

「基礎控除申告書」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄、「配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄の記載に当たっては、次の事項にご注意ください。  
なお、「所得金額調整控除申告書」の「☆扶養親族等」欄の「左記の者の合計所得金額（見積額）」欄については、次の①と②の合計額を記載してください。

- (1) 給与所得
  - ① 俸給、給料、賞与や賃金（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。）は給与所得となります。
  - ② 2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合、「収入金額」欄及び「所得金額」欄は2以上の給与の総額により記載することとなります。
- ③ 「所得金額」欄には、次の【給与所得の金額の計算方法】により求めた給与所得の金額を記載してください。なお、所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からそれらの控除額を控除してください。  
※ 所得金額調整控除の計算については、次の【所得金額調整控除の額の計算方法】をご参照ください。  
※ 特定支出控除の計算については、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】のタックスアンサー「給与所得者の特定支出控除」をご参照ください。

【給与所得の金額の計算方法】  
給与所得の金額は、給与の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされており、次の表により求めた金額となります。

給与の収入金額(③)	給与所得の金額
1円以上 550,999円以下	0円＝所得金額
551,000円以上 1,618,999円以下	(③)－550,000円＝所得金額
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円＝所得金額
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円＝所得金額
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円＝所得金額
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円＝所得金額
1,628,000円以上 1,799,999円以下	①:(③)÷4(千円未満切捨て)＝(⑤) ⇒ ②:(⑤)×2.4+100,000円＝所得金額
1,800,000円以上 3,599,999円以下	①:(③)÷4(千円未満切捨て)＝(⑤) ⇒ ②:(⑤)×2.8－80,000円＝所得金額
3,600,000円以上 6,599,999円以下	①:(③)÷4(千円未満切捨て)＝(⑤) ⇒ ②:(⑤)×3.2－440,000円＝所得金額
6,600,000円以上 8,499,999円以下	(③)×90%－1,100,000円＝所得金額
8,500,000円以上	(③)－1,950,000円＝所得金額

- 【所得金額調整控除の額の計算方法】  
次の①又は②に該当する場合は、それぞれ次の①又は②の算式により計算した所得金額調整控除の額（①と②の両方に該当する場合は、それらの合計額）が、その年分の給与所得の金額から控除されます。  
※ 所得金額調整控除の額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。  
① あなたの本年中の給与の収入金額（2以上の給与の総額）が850万円を超え、「3-1 申告についてのご注意」の③のイ、ロ又はハに該当する場合  
【算式】  
(給与の収入金額<sup>(※)</sup>－850万円)×10%  
※ 1,000万円を超える場合は、1,000万円
- ② あなたの本年中の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合  
【算式】  
給与所得控除後の給与等の金額<sup>(※)</sup>＋公的年金等に係る雑所得の金額<sup>(※)</sup>－10万円  
※ 10万円を超える場合は、10万円
- (2) 給与所得以外の所得の合計額  
「所得金額」欄には、給与所得以外の所得の合計額を記載してください。なお、この給与所得以外の所得の合計額には源泉分離課税が適用される利子や、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当などは含まれません。詳しくは、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】にこの様式と併せて掲載している「給与所得以外の所得の種類等」をご参照ください。



給与所得以外の所得の種類等